

平成二十七年九月十八日受領
答弁 第四二二三号

内閣衆質一八九第四二三号

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣総理大臣の戦後七十年談話に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣総理大臣の戦後七十年談話に関する第三回質問に対する答弁書

一について

政府としての認識は、平成二十七年八月十四日に閣議決定された内閣総理大臣談話（以下「今回の談話」という。）及びその発表に引き続いて行われた安倍内閣総理大臣記者会見において示されているとおりである。今回の談話は「二十一世紀構想懇談会」において有識者が共有した認識、その平成二十七年八月六日の報告書の上に立って作成しており、当該報告書にもあるとおり、中には「侵略」と評価される行為もあつたと考える。その事実を率直に反省し、これからも、法の支配を尊重し、不戦の誓いを堅持していく、ということこそが、今回の談話の最も重要なメッセージである。その上で、具体的に、どのような行為が、「侵略」に当たるか否かについては、歴史家の議論に委ねるべきものと考ええる。